

矢作川総合第二期地区  
明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工区その2－2工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所

項目	内 容	備 考								
第1章 総 則	<p>矢作川総合第二期地区明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工区その2－2工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>									
第2章 工事内容										
1 目 的	本工事は、国営矢作川総合第二期土地改良事業計画に基づき、明治幹線水路明治本流（下流部）の耐震化対策工事を行うものである。									
2 工事場所	愛知県安城市里町地内									
3 工事概要	<p>本工事の概要は、次のとおりである。</p> <p>水路延長 L=100.896m (eq+0.113m)      施工始点 測点 No. 92+76.217      施工終点 測点 No. 93+77.000</p> <p>内訳</p> <table> <tr> <td>函体工</td> <td>L=100.896m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(現場打ちボックスカルバート (右岸) B3.2m×H3.2m)</td> </tr> <tr> <td>暫定取付工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>仮設工</td> <td>1式</td> </tr> </table>	函体工	L=100.896m	(現場打ちボックスカルバート (右岸) B3.2m×H3.2m)		暫定取付工	1式	仮設工	1式	
函体工	L=100.896m									
(現場打ちボックスカルバート (右岸) B3.2m×H3.2m)										
暫定取付工	1式									
仮設工	1式									
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。									
第3章 施工条件										
1 工程制限	<p>1) かんがい期間中は、既設水路（右岸）及び新設水路（左岸）を通水しており、非かんがい期の令和6年10月上旬から月中旬の間に施設管理者が新設水路（左岸）のみの通水とする。なお、通水切替の期間は3日を想定している。</p> <p>2) 上記1)後、新設水路（右岸）と既設水路（右岸）を連結する暫定取付工を令和7年2月上旬までに完成させ、その後新設水路（右岸）に施設管理者が充水を行う予定としている。</p> <p>3) 上記1)～2)の工程制限に変更があった場合は別途協議する。</p>									
2 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日等としては、雨天・休日（非稼働日）を月当たり標準13日を見込んでいる。</p> <p>なお、休業日等には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。</p>									
3 現場技術員	<p>本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。</p> <p>なお、氏名等については、別に通知する。</p>									
4 その他	かんがい期間中は、重機（20t以上）を既設右岸水路上部に載荷させないこと。									
第4章 現場条件										
1 土質	<p>1) 本工事の施工場所の土質は、「砂質土」を想定している。</p> <p>2) 現場土質が想定している土質と著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。</p>									
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th> <th>施工予定期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その22建設工事 (以下、「22工事」という。)</td> <td>令和5年7月～ 令和6年8月</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	施工予定期	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その22建設工事 (以下、「22工事」という。)	令和5年7月～ 令和6年8月					
工 事 名	施工予定期									
矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その22建設工事 (以下、「22工事」という。)	令和5年7月～ 令和6年8月									

項目	内 容				備 考												
	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策その1-2工事 (以下、「1-2工事」という)				令和6年4月～ 令和7年2月												
	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工区その3-2工事 (以下、「3-2工事」という。)				令和6年6月～ 令和7年3月												
3 第三者に対する措置																	
(1) 騒音・振動対策	1) 騒音、振動等の対策については、十分に配慮すると共に、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、騒音、振動対策として、低騒音・低振動機械の使用、施工箇所に家屋が隣接している区間に防音シートを設置しており、工事実施中においてはその維持管理に努めること。また、設置位置については、関係機関との調整により変更及び追加する場合がある。 2) 各種重機械による作業に際し、地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、事前に監督職員と協議の上、振動、騒音等の計測を行わなければならない。 なお、計測方法、計測位置等については、監督職員と協議すること。 3) 現場条件等を踏まえ具体的な対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
(2) 濁水処理対策	1) 本工事の施工においては、第5章4の2)の水質基準を超える汚濁水を工事区域外に排水するがないように、善良な現場管理を行うものとする。 なお、既設水路の漏水など、清水の水替えについては適用しない。 2) 受注者は濁水処理の施工に先立ち、濁水処理計画書を作成し、監督職員の承諾を得るとともに、矢作川沿岸水質保全対策協議会（以下「矢水協」という。）に説明を行うものとする。																
(3) 保安対策	1) 保安設備 主要道路からの工事用車両の出入り口等には、保安及び誘導設備等を適切に配置するものとする。 なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 交通誘導警備員 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。（いわゆる交通誘導警備員B） なお、交通誘導警備員の配置は、次のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>配置期間</th> <th>交通誘導警備員</th> <th>編成</th> <th>昼夜別</th> <th>交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安城市道 里橋目3号線・ 主要地方道豊田 安城線交差部</td> <td>・工事用道路造成時 ・資材搬入時、搬出時 ・重機搬入時、搬出時 ・コンクリート打設時</td> <td>1名/日/ ヶ所</td> <td>1名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>					設置場所	配置期間	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	安城市道 里橋目3号線・ 主要地方道豊田 安城線交差部	・工事用道路造成時 ・資材搬入時、搬出時 ・重機搬入時、搬出時 ・コンクリート打設時	1名/日/ ヶ所	1名	昼間	無
設置場所	配置期間	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無												
安城市道 里橋目3号線・ 主要地方道豊田 安城線交差部	・工事用道路造成時 ・資材搬入時、搬出時 ・重機搬入時、搬出時 ・コンクリート打設時	1名/日/ ヶ所	1名	昼間	無												
(4) 防塵対策	豊田市道 広美辻塚1号線・暫定管引渡場所入口交差部の交通誘導警備員については、暫定管引渡時及び現場発生材の搬入時のみ配置するものとする。 なお、関連工事との調整で重複する場合は、双方協議の上、監督職員に報告すること。 防塵対策については、降雨、気温、風向、風速を把握の上、十分に配慮するとともに、周辺住民等との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない																

項 目	内 容	備 考
(5) 耕作者対策	<p>い。</p> <p>なお、現場状況等により更なる土木シートの設置、散水等の追加の防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
(6) その他	<p>工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているので、これらの耕作を妨げないよう留意しなければならない。</p> <p>なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。</p>	
4 地下埋設物対策	既設構造物、既設機器及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	
5 関係機関との調整	工事の施工範囲及び工事用道路等にある地下埋設物、横断構造物について、事前に調査を実施するとともに損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。	
第5章 指定仮設	関係機関との調整により、工事内容及び工法、施工時期等に変更が生じた場合は、設計変更を行うことがある。	
1 一般事項	<p>本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。</p> <p>なお、受注者は、共通仕様書3-20-1に基づき指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。</p>	
2 工事用進入路	<p>1) 工事用進入路として使用する一般道路については、使用前に現状を把握・確認すると共に、一般交通に支障を来たさないよう、受注者の責任において、適切な維持管理を行なわなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 市道橋目宇頭茶屋3号線との交差部において、既設管保護工の設置を行っていることから、既設道路との擦付部の状況を随時確認するとともに、一般交通への影響が出た場合は監督職員へただちに報告するものとする。</p>	
3 工事用道路等	<p>受注者は、設計図面に基づき、工事用道路及び工事用進入路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修・維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</p> <p>なお、図面に示す工事用進入路（供用区間）については、関連工事である3-2工事との供用とし、その維持管理は本工事で整備した区間とする。</p>	

項目	内 容	備 考									
4 濁水処理施設	<p>1) 濁水処理施設として、14m<sup>3</sup>以上の大原水処理容量以上の沈殿槽を設け、水替工の汚濁水を処理するものとする。</p> <p>2) 基準水質 沈砂池から排水路への放流に当たっては、次により水質監視を実施し、水質基準を下回っていることを確認するものとする。 また、調査結果については、月集計を行い、監督職員と矢水協に報告するものとする。 なお、濁度に対する処理は、自然沈下方式を考えており、水素イオン指数(pH)に対する処理は特段考えていないが、現場状況により中和処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水質調査箇所</th><th>水質基準</th><th>頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沈殿槽の流入口</td><td>pH : 5.8~8.6 濁度 : 30 度(mg/l)以下</td><td>排水放流日 午前・午後の 2回</td></tr> <tr> <td>沈殿槽の放流口</td><td>電気伝導度 : 30ms/m 以下</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3) 測定結果に異常値が出た場合には、その都度監督職員に報告し、その処理について協議しなければならない。</p>	水質調査箇所	水質基準	頻度	沈殿槽の流入口	pH : 5.8~8.6 濁度 : 30 度(mg/l)以下	排水放流日 午前・午後の 2回	沈殿槽の放流口	電気伝導度 : 30ms/m 以下		
水質調査箇所	水質基準	頻度									
沈殿槽の流入口	pH : 5.8~8.6 濁度 : 30 度(mg/l)以下	排水放流日 午前・午後の 2回									
沈殿槽の放流口	電気伝導度 : 30ms/m 以下										
5 仮設土留工	<p>1) 設計図面に示すとおり、仮設土留工を施工するものとする。打設はウォータージェット併用圧入工法で計画している。</p> <p>2) 鋼矢板(IV型)は、頭部を50cm溶接し固定するものとする。</p> <p>3) 受注者は、仮設土留工の施工に先立ち、施工計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4) 地質その他施工条件等により変更する場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>5) 工事期間中の補修・維持管理は受注者の責任において実施すると共に、周辺地盤等の変化に十分注意し、異常が認められた場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うと共に、監督職員と協議するものとする。</p>										
6 土取場、建設発生土受入地、現場発生材受入地について											
(1) 建設発生土受入地	<p>1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>地先名</th><th>搬出量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本工事仮設ヤード内</td><td>安城市里町地内</td><td>3,600m<sup>3</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>2) 本建設発生土受入地の受入費用は、無償とする。</p> <p>3) 搬出した土砂が風などで飛散しないよう留意しなければならない。</p> <p>4) 搬出先については監督職員の指示により変更する場合がある。</p>	名称	地先名	搬出量	本工事仮設ヤード内	安城市里町地内	3,600m <sup>3</sup>				
名称	地先名	搬出量									
本工事仮設ヤード内	安城市里町地内	3,600m <sup>3</sup>									
(2) 現場発生材受入地	<p>現場発生材受入地は、図面に示す箇所のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>地先名</th><th>現場発生材</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治本流(下流部)耐震化対策工事跡地内</td><td>豊田市広美町地内</td><td>縞鋼板蓋</td></tr> </tbody> </table>	名称	地先名	現場発生材	明治本流(下流部)耐震化対策工事跡地内	豊田市広美町地内	縞鋼板蓋				
名称	地先名	現場発生材									
明治本流(下流部)耐震化対策工事跡地内	豊田市広美町地内	縞鋼板蓋									
7 仮設ヤード	<p>1) 仮設ヤードは、設計図面に示す、発注者が確保する工事用地の範囲であり、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の資材等の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。 また、仮設ヤード内に仮置きしている表土等が風等で飛散しないよう善良な管理に努めること。</p> <p>2) 掘削に伴い発生する土砂は、工事期間中一時的に仮設ヤードに仮置きすることを想定しているが、仮設ヤードに仮置きすることが困難な場合、監督職員と協議するものとする。</p>										

項目	内 容	備 考																																																							
8 水替工	<p>1) 工事区域内の常時排水として排水ポンプにより水替えを行うものとし、稼働実績を監督職員に報告するものとする。 なお、排水量は、次のとおり想定している。 <math>Q_{max}=27.72m^3/h</math></p> <p>2) 第3章1の工程制限に示す通水切替時に既設水路内の溜まり水の水替えは関連工事である3-2工事で行うものとする。</p>																																																								
第6章 工事用地等																																																									
1 発注者が確保している用地	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。</p>																																																								
2 工事用地等以外で受注者が確保する用地	<p>前項1以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、返還時及び返還後の取り扱いについては、次項と同様に適切な処理を行うものとする。</p>																																																								
3 工事用地等の使用及び返還	<p>1) 前項1の用地は仮設ヤードとして、工事開始時から工期末までの間、受注者に使用させるものとする。</p> <p>2) 仮設ヤードの整備・使用は、第5章指定仮設ほかに示す方法で監督職員の指示に従い適正に行うものとする。</p>																																																								
4 境界杭等	<p>既存の境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せるものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧したうえで、関係者の了解を得るものとする。また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																																																								
第7章 支給材料	支給する材料は、次のとおりである。																																																								
1 支給材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2F付T字45° 曲管 φ2350</td> <td>STW400 t=12</td> <td>本</td> <td>1</td> <td>暫定取付工 B-12</td> </tr> <tr> <td>2F片落管 φ2850×2350</td> <td>STW400 t=13</td> <td>本</td> <td>1</td> <td>暫定取付工 B-13</td> </tr> <tr> <td>2F付45° 曲管 φ2850</td> <td>STW400 t=13</td> <td>本</td> <td>1</td> <td>暫定取付工 B-14</td> </tr> <tr> <td>2F付45° 曲管 φ2850</td> <td>STW400 t=13</td> <td>本</td> <td>1</td> <td>暫定取付工 A-11</td> </tr> <tr> <td>1Fスティフナー付 直管 φ2850</td> <td>STW400 t=13</td> <td>本</td> <td>1</td> <td>暫定取付工 B-14-1</td> </tr> <tr> <td>フランジ蓋</td> <td>φ1500</td> <td>枚</td> <td>1</td> <td>暫定取付工 Z-2</td> </tr> <tr> <td>鋼管フランジ接合 用ボルト・ナット</td> <td>φ2850</td> <td>セット</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管フランジ接合 用ボルト・ナット</td> <td>φ2350</td> <td>セット</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管フランジ接合 用ボルト・ナット</td> <td>φ1500</td> <td>セット</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>止水板</td> <td>NR系、10× 230mm、伸 び・沈下量 20mm以上、耐 圧0.1Mpa以上</td> <td>m</td> <td>86.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 名	規 格	単位	数量	備 考	2F付T字45° 曲管 φ2350	STW400 t=12	本	1	暫定取付工 B-12	2F片落管 φ2850×2350	STW400 t=13	本	1	暫定取付工 B-13	2F付45° 曲管 φ2850	STW400 t=13	本	1	暫定取付工 B-14	2F付45° 曲管 φ2850	STW400 t=13	本	1	暫定取付工 A-11	1Fスティフナー付 直管 φ2850	STW400 t=13	本	1	暫定取付工 B-14-1	フランジ蓋	φ1500	枚	1	暫定取付工 Z-2	鋼管フランジ接合 用ボルト・ナット	φ2850	セット	3		鋼管フランジ接合 用ボルト・ナット	φ2350	セット	1		鋼管フランジ接合 用ボルト・ナット	φ1500	セット	1		止水板	NR系、10× 230mm、伸 び・沈下量 20mm以上、耐 圧0.1Mpa以上	m	86.4		
品 名	規 格	単位	数量	備 考																																																					
2F付T字45° 曲管 φ2350	STW400 t=12	本	1	暫定取付工 B-12																																																					
2F片落管 φ2850×2350	STW400 t=13	本	1	暫定取付工 B-13																																																					
2F付45° 曲管 φ2850	STW400 t=13	本	1	暫定取付工 B-14																																																					
2F付45° 曲管 φ2850	STW400 t=13	本	1	暫定取付工 A-11																																																					
1Fスティフナー付 直管 φ2850	STW400 t=13	本	1	暫定取付工 B-14-1																																																					
フランジ蓋	φ1500	枚	1	暫定取付工 Z-2																																																					
鋼管フランジ接合 用ボルト・ナット	φ2850	セット	3																																																						
鋼管フランジ接合 用ボルト・ナット	φ2350	セット	1																																																						
鋼管フランジ接合 用ボルト・ナット	φ1500	セット	1																																																						
止水板	NR系、10× 230mm、伸 び・沈下量 20mm以上、耐 圧0.1Mpa以上	m	86.4																																																						
2 引渡し場所	愛知県豊田市広美町地内（明治本流（下流部）耐震化対策工事跡地） なお、止水板は本工事現場内とする。																																																								
3 引渡し時期	監督職員と打合せのうえ決定するものとする。																																																								

項目	内 容	備 考																																																	
第8章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において、準備しなければならない。 なお、本工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。																																																		
第9章 工事用材料 1 規格及び品質	<p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。</p> <p>1) 鋼管類            直管、短管、異形管 JIS G 3443-2に準拠            異形管（新規製作） 内面塗装：水道用液状エポキシ樹脂塗装0.5mm以上            外面塗装：プラスチック被覆2.0mm以上            型枠鋼製板 SS400            取付鋼製板 SS400</p> <p>2) コンクリート            コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th><th>スランプ (cm)</th><th>最大骨材寸法 (mm)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>セメントの種類 による記号</th><th>使用目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25又は20</td><td>—</td><td>N</td><td>均しコンクリート</td></tr> <tr> <td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25又は20</td><td>65以下</td><td>N</td><td>暫定取付工</td></tr> <tr> <td>鉄筋 コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25又は20</td><td>55以下</td><td>N</td><td>一般構造物 (函渠工)</td></tr> <tr> <td>鉄筋 コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25又は20</td><td>—</td><td>N</td><td>空気弁室</td></tr> </tbody> </table> <p>3) 鋼材            鉄筋（異形棒鋼） JIS G 3112 (SD295)            鋼矢板 IV型</p> <p>4) 止水板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格</th><th>使用目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブチルゴム系、6 mm×100mm</td><td>函渠工コンクリート 打継目</td></tr> </tbody> </table> <p>注) 止水板には油性ペイントを塗布しないこと。</p> <p>5) 目地材            目地板 ゴム発泡体、20mm</p> <p>6) 裏込材            エアモルタル 圧縮強度 0.5N/mm<sup>2</sup>以上 空気量45% フロー値180mm</p> <p>7) 流動化処理土            圧縮強度0.2N/mm<sup>2</sup>以上 フロー値160mm以上 プリーディング率1.0%内</p> <p>8) 弁類            急速吸排空気弁 JIS G 3443-2に準拠</p> <p>2 見本又は資料提出</p> <p>主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。            なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料</th><th>提 出 物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼管類</td><td>製作図、試験成績書</td></tr> <tr> <td>生コンクリート、流動化処理土、 エアモルタル</td><td>配合報告書、試験成績書</td></tr> <tr> <td>鋼材</td><td>ミルシート、試験成績書</td></tr> <tr> <td>管類、シート類、目地材、止水板、 弁類</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> </tbody> </table>	種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	最大骨材寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類 による記号	使用目的	無筋 コンクリート	18	8	25又は20	—	N	均しコンクリート	無筋 コンクリート	18	8	25又は20	65以下	N	暫定取付工	鉄筋 コンクリート	21	12	25又は20	55以下	N	一般構造物 (函渠工)	鉄筋 コンクリート	21	12	25又は20	—	N	空気弁室	規格	使用目的	ブチルゴム系、6 mm×100mm	函渠工コンクリート 打継目	材 料	提 出 物	鋼管類	製作図、試験成績書	生コンクリート、流動化処理土、 エアモルタル	配合報告書、試験成績書	鋼材	ミルシート、試験成績書	管類、シート類、目地材、止水板、 弁類	カタログ、試験成績書	
種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	最大骨材寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類 による記号	使用目的																																													
無筋 コンクリート	18	8	25又は20	—	N	均しコンクリート																																													
無筋 コンクリート	18	8	25又は20	65以下	N	暫定取付工																																													
鉄筋 コンクリート	21	12	25又は20	55以下	N	一般構造物 (函渠工)																																													
鉄筋 コンクリート	21	12	25又は20	—	N	空気弁室																																													
規格	使用目的																																																		
ブチルゴム系、6 mm×100mm	函渠工コンクリート 打継目																																																		
材 料	提 出 物																																																		
鋼管類	製作図、試験成績書																																																		
生コンクリート、流動化処理土、 エアモルタル	配合報告書、試験成績書																																																		
鋼材	ミルシート、試験成績書																																																		
管類、シート類、目地材、止水板、 弁類	カタログ、試験成績書																																																		

項目	内 容	備 考																				
3 監督職員の検査 又は試験	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならぬ。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。</p> <p>なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量</td><td>現場搬入時及びプラント</td></tr> <tr> <td>鋼管類</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr> <tr> <td>鋼材類</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時抽出検査</td></tr> <tr> <td>流動化処理土</td><td>圧縮試験、フロー値、ブリーディング率</td><td>現場搬入時及びプラント</td></tr> <tr> <td>エアモルタル</td><td>圧縮強度、空気量、フロー値</td><td>現場搬入時及びプラント</td></tr> </tbody> </table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント	鋼管類	外観、形状、寸法	現場搬入時	鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時抽出検査	流動化処理土	圧縮試験、フロー値、ブリーディング率	現場搬入時及びプラント	エアモルタル	圧縮強度、空気量、フロー値	現場搬入時及びプラント			
材 料 名	検査・試験項目	備 考																				
生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント																				
鋼管類	外観、形状、寸法	現場搬入時																				
鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時抽出検査																				
流動化処理土	圧縮試験、フロー値、ブリーディング率	現場搬入時及びプラント																				
エアモルタル	圧縮強度、空気量、フロー値	現場搬入時及びプラント																				
第10章 施 工 1 一般事項 (1) 基準点及び水準点	<p>1) 本工事の基準点は、設計図面に示す基III-40を使用しなければならない。</p> <p>2) 本工事の水準点は、設計図面に示すKBM. 26 (H=22.898m) を使用しなければならない。</p> <p>3) 補助BMを設けた場合は、位置及び標高を監督職員に報告し、確認を得るものとする。</p> <p>4) 基準点等の位置データは、測地成果2011に対応したものである。</p>																					
(2) 検測又は確認 (施工段階確認)	<p>1) 本工事の施工段階確認は、次に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>なお、施工段階確認の実施方法について、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 次に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度 (一般監督)</th><th>遠隔確認対象</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掘削</td><td>床付け状況、基準高さ</td><td>初期床付け完了段階</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>暗渠工（現場打ちボックスカルバート）</td><td>幅、厚さ、高さ、延長</td><td>1スパン目施工段階で1箇所</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>鉄筋組立</td><td>かぶり、中心間隔</td><td>1スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所</td><td>○</td><td>スタートアップの配置についても確認</td></tr> </tbody> </table>	工 種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備 考	掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了段階	○		暗渠工（現場打ちボックスカルバート）	幅、厚さ、高さ、延長	1スパン目施工段階で1箇所	○		鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所	○	スタートアップの配置についても確認	
工 種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備 考																		
掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了段階	○																			
暗渠工（現場打ちボックスカルバート）	幅、厚さ、高さ、延長	1スパン目施工段階で1箇所	○																			
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所	○	スタートアップの配置についても確認																		
(3) 中間技術検査	<p>1) 発注者から中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合は、従わなければならない。</p> <p>2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は、従わなければならない。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。</p>																					

項目	内 容	備 考																							
2 建設資材廃棄物等の搬出	<p>5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとする。</p> <p>なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊(無筋)</td><td>(有)近藤開発</td><td>愛知県岡崎市富尾町字若狭79</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>(株)中部建材センター</td><td>愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字東諸輪116-1</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr> <tr> <td>汚泥</td><td>岡崎リサイクルセンター(株)宮石工場</td><td>愛知県岡崎市宮石町ライヌカソレ2-1</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	コンクリート塊(無筋)	(有)近藤開発	愛知県岡崎市富尾町字若狭79	8:00～17:00	再資源化施設業者	廃プラスチック	(株)中部建材センター	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字東諸輪116-1	8:00～17:00	再資源化施設業者	汚泥	岡崎リサイクルセンター(株)宮石工場	愛知県岡崎市宮石町ライヌカソレ2-1	8:00～17:00	再資源化施設業者				
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																					
コンクリート塊(無筋)	(有)近藤開発	愛知県岡崎市富尾町字若狭79	8:00～17:00	再資源化施設業者																					
廃プラスチック	(株)中部建材センター	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字東諸輪116-1	8:00～17:00	再資源化施設業者																					
汚泥	岡崎リサイクルセンター(株)宮石工場	愛知県岡崎市宮石町ライヌカソレ2-1	8:00～17:00	再資源化施設業者																					
3 特定建設資材の分別解体等	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程ごとの作業内容及び解体方法</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">①仮設</td><td>仮設工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td>土工</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td>基礎</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他</td><td>その他</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		土工	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		基礎	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		④本体構造	本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法																						
①仮設	仮設工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																							
	土工	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																							
	基礎	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																							
	④本体構造	本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																						
	⑤本体付属品	本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																						
	⑥その他	その他	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																						
	<p>注) ■が該当部分である。</p>																								
4 土工 (1) 掘削	<p>1) 掘削</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 掘削土及び床掘土は、埋戻し及び盛土に流用するものとし、それ以外は建設発生土受入地へ搬出しなければならない。</li> <li>② 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。</li> <li>③ 法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又はその恐れが認められる場合は、応急の措置を講ずると共に、速やかに監督職員と協議しなければならない。</li> </ul>																								
5 既設構造物取壊し	<p>1) 既設水路の取壊しについては、周辺家屋等に対する騒音振動、存置する既設構造物に損傷を与えないよう頂版・底版部は床版カッター工法、側壁・隔壁部はワイヤーソーイング工法による縁切りを行ったのち、大割状態のコンクリート塊をクレーンにて吊り込み、水路周辺に仮置きするものとする。</p> <p>なお、工法の変更を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 切断するコンクリート塊の大きさは、運搬車両の積載量に応じ適切に設定すること。</p> <p>3) コンクリート切断作業に伴い発生する排水(汚泥)は、現場外に排出することができないよう工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとし、施工実績を報告し、監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお、既設水路内の漏水は想定しておらず、濁水処理は特に必要ないと考</p>																								

項目	内 容	備 考
6 函体工	<p>えているが、必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) コンクリートの施工            ① コンクリートの施工にあたっては、構造物の特性を踏まえ、品質を確保するため共通仕様書等に基づき打ち込み、養生を含む施工管理を適切に行うものとする。            ② 過年度工事にて施工した鉄筋との継手をコンクリート標準示方書等に基づき適切に施すものとする。            なお、劣化や錆等が発生している場合、監督職員に報告し対応方法を検討すること。</p> <p>2) 新設水路上での作業は、コンクリート打設後21日以上経過後所定の強度を確認後に行うものとする。</p>	
7 暫定取付工	<p>1) 暫定取付工の取付は、設計図面に示すとおりとする。</p> <p>2) 暫定取付工で使用する鋼管は第7章 支給材料に記載の支給品を使用するものとし、取付鋼製板、パッキンについては新品を使用する。なお、フランジ部の塗装を行うものとし、その他の補修等が必要な場合は監督職員と協議する。</p> <p>3) 暫定取付工で使用する鋼管を別添図面のとおり加工を行い、取り付けを行うこと。</p> <p>4) 暫定管は図面に示す明治本流(下流部)耐震化対策工事跡地内から運搬を本工事で行う。</p> <p>5) 支給材料とは別に製作する異形管は、STW400、t=12mm、板フランジ2400A(F12, RF)、内面：水道用液状エポキシ樹脂塗装0.5mm以上、外面：プラスチック被覆2.0mm以上とする。</p>	
8 農業用通信線	<p>既設右岸水路近辺に埋設されている農業用通信線について、移設する前に、監督職員に埋設位置及び移設計画について報告をし承諾を得るものとする。なお、移設時期は施設管理者による左岸通水切替後とし、発注者と施設管理者の協議により決定する。また、移設工事は隣接する関連工事と合わせて行うものとする。</p>	
第11章 施工管理		
1 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-10に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。	
2 施工管理		
(1) 一般事項	受注者は、土木工事施工管理基準に基づき、工程管理、出来形管理、品質管理等の施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。	
(2) 施工管理の追加項目	<p>1) すみ肉溶接試験            すみ肉溶接試験は、JIS Z 2343-1(浸透探傷試験方法)により、試験片継手全長において、材片の密着度を検査するものとする。</p> <p>2) 現場継手溶接部試験            V形開先(片面裏当溶接)箇所の鋼管継手溶接部の試験は、JIS Z 3104(鋼溶接部の放射線透過試験方法)により、1箇所につき、溶接延長の5%の範囲を検査するものとする。            なお、判定基準はJIS Z 3104の基準に基づき行うものとする。</p> <p>3) ガス圧接            ガス圧接に関する施工管理については、JISZ3120(鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の試験方法及び判定基準)により行うが、詳細は監督職員と打合せのうえ決定する。</p>	
(3) 構造物品質確認調査	<p>本工事で施工する函体工については、土木構造物の品質を確保するためにひび割れ発生状況調査を次のとおり行い、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>1) 函体工完了後、発生したひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。            なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及</p>	

項 目	内 容	備 考
3 工事写真における黒板情報の電子化について	<p>するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>なお、調査票は調査後、速やかに監督職員に報告するとともに、完成検査時にも提出しなければならない。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の1)から4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL 「<a href="http://www.cryptrec.go.jp/list.html">http://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>2) 機器等の導入  ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は受注者が準備するものとする。  ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い  ① 受注者は、上記1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。  ② 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記3)①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。  ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4) 写真の納品 受注者は、上記3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL 「<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</a>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>	
4 その他	本工事及び関連工事による一連の施設が完成した後、発注者が実施する通水確認に受注者は立会うものとする。	

項目	内 容	備 考
第12章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 土質・地質</li> <li>2) 溢水及び排水量</li> <li>3) 転石の出現</li> <li>4) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)・工作物等の出現</li> <li>5) 既設水路内の漏水</li> <li>6) 現場周辺住民からの苦情</li> <li>7) 関連工事及び関係機関等との調整に係るもの</li> <li>8) 遠隔確認を行う場合</li> <li>9) 既設構造物の撤去及び復旧</li> <li>10) 既設保護工の撤去及び処分方法</li> <li>11) 農業用通信線の移設及び復旧</li> </ol>	
第13章 公共事業関係調査に対する協力	<p>1) 歩掛調査</p> <p>本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。</p> <p>なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。</p> <p>2) 間接工事費等諸経費動向調査</p> <p>本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。</p> <p>なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。</p>	
第14章 その他 1 契約後VE提案	<p>1) 定義</p> <p>「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>2) VE提案の意義及び範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。</li> <li>② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案</li> <li>イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき、条件変更が確認された後の提案</li> <li>ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</li> </ol> </li> </ol> <p>3) VE提案書の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、上記2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書(共通仕様書 様式6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。       <ol style="list-style-type: none"> <li>ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由</li> <li>イ) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)</li> <li>ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</li> <li>エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係</li> <li>オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項</li> <li>カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項</li> </ol> </li> <li>② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</li> <li>③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。</li> </ol>	

項 目	内 容	備 考
	<p>④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4) VE提案の適否等</p> <p>① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面(共通仕様書 様式6-5)により通知するものとする。</p> <p>ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥ 上記④)⑤)の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の上記④)⑥)のVE管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>5) VE提案書の使用</p> <p>発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在</p> <p>発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p>	
2 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書 第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
3 配置予定監理技術者等の専任期間	<p>1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>2) 現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。</p> <p>3) 現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>4) 検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「合格通知書」における日付)とする。</p>	
4 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定し	

項 目	内 容	備 考
	<p>た工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。</p> <p>なお、受注者は契約を締結するまでの間に別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている279日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和7年3月10日（工事完了期限日）まで</p>	
5 CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
6 ワンデーレスポンス実施に関する事項	<p>「ワンデーレスpons」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。</p> <p>「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。</p>	
7 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>1) 工事円滑化会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①工事円滑化会議（施工条件確認会議）</li> </ul> <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、建設コンサルタントの同席のうえ、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。</p> <p>なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②工事円滑化会議（工程確認会議）</li> </ul> <p>工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人、受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議に定めるものとする。</p> <p>2) 設計変更確認会議</p> <p>工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、主任監督員の主催により、工期、設計変更内容等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>3) 対策検討会議</p> <p>工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、東海農政局地方参事官を議長とし、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上決定する。</p>	

項目	内 容	備 考									
8 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	<p>4) 建設コンサルタントの出席 上記1)、2)及び3)の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、発注者が別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について、設計変更するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>t=22mm</td> <td>知多市</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板</td> <td>IV型</td> <td>知多市</td> </tr> </tbody> </table>	資 材 名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22mm	知多市	鋼矢板	IV型	知多市	
資 材 名	規 格	調達地域等									
敷鉄板	t=22mm	知多市									
鋼矢板	IV型	知多市									
9 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち當繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>當 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、証明書類において妥当性が確認できた費用を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>										
10 現場環境の改善の試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において、その整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p>										

項目	内 容	備 考								
	<p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に仕様できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>①快適トイレに求める機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 洋式（洋風）便器</li> <li>イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）</li> <li>ウ 臭い逆流防止機能</li> <li>エ 容易に開かない施錠機能</li> <li>オ 照明設備</li> <li>カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）</li> </ul> <p>②付属品として備えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</li> <li>ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</li> <li>ケ サニタリーボックス</li> <li>コ 鍵と手洗器</li> <li>サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</li> </ul> <p>③推奨する仕様、付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シ 便房内寸法 900×900mm以上（面積ではない）</li> <li>ス 擬音装置（機能を含む）</li> <li>セ 着替え台</li> <li>ソ 臭気対策機能の多重化</li> <li>タ 室内温度の調整が可能な設備</li> <li>チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）</li> </ul> <p>2) 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。「①快適トイレに求める機能」ア～カ及び「②付属品として備えるもの」キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事よりも多く設置する場合や積算上限額を越える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>11 現場環境改善費</p> <p>1) 現場環境改善費の内容は次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事の内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備 関係</td><td>           ①用水・電力等の供給            ②緑化・花壇            ③ライトアップ施設            ④見学路及び椅子の設置            ⑤昇降設備の充実            ⑥環境負荷の低減         </td></tr> <tr> <td>営繕関係</td><td>           ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）            ②労働宿舎の快適化            ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）            ④現場休憩所の快適化            ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等         </td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td>①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）</td></tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備 関係	①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）	
計上項目	実施する内容（率計上分）									
仮設備 関係	①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減									
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等									
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）									

項目	内 容		備 考						
12 週休 2 日による施工	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>           ②盜難防止対策（警報器等）            ③避暑（熱中症予防）・防寒対策         </td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>           ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）            ②完成予想図            ③工法説明図            ④工事工程表            ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む）            ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む）            ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営            ⑧パンフレット・工法説明ビデオ            ⑨社会貢献         </td> <td></td> </tr> </table>		②盜難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策		地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献		<p>1) 本工事は、週休 2 日を取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後週休 2 日による施工を行わなければならない。</p> <p>なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</li> <li>なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</li> <li>④ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</li> <li>⑤ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</li> </ul> <p>3) 週休 2 日（4週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</li> <li>② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。</li> <li>なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</li> <li>③ 監督職員は、上記 3) ②の受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</li> <li>④ 監督職員は受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記 3) ②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</li> <li>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</li> </ul> <p>4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた次に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。</p>	
	②盜難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策								
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献								

項目	内 容				備 考																							
	①補正係数																											
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																								
	現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25%未満																								
	労務費	1.05	1.03	1.01																								
	機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01																								
	共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02																								
	現場管理費 (率分)	1.09	1.07	1.05																								
	②補正方法																											
	<p>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じていて。また、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記5)①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としているなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）」の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p>																											
	6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休 以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工（ガス圧接）</td> <td></td> <td>1.04</td> <td>1.02</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>道路標識設置工</td> <td>撤去・移設</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table>				名称	区分	補正係数			4週8休 以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工		1.05	1.03	1.01	鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01	道路標識設置工	撤去・移設	1.04	1.03	1.01	
名称	区分	補正係数																										
		4週8休 以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																								
鉄筋工		1.05	1.03	1.01																								
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01																								
道路標識設置工	撤去・移設	1.04	1.03	1.01																								
13 週休2日制の促進	<p>1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p> <p>2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。</p> <p>なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。</p> <p>① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。</p> <p>なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p> <p><b>【働き方改革】</b></p> <p><input type="checkbox"/>週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/>若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p>																											

項目	内 容	備 考					
	<p>② 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3-1 に示す「2. 施工状況（II 工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、次の 2 つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <table border="1"> <tr> <td>□休日の確保を行った。</td> </tr> <tr> <td>□その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。]</td> </tr> </table> <p>○事業（務）所長用</p> <table border="1"> <tr> <td>□工程管理に係る積極的な取組が見られた。</td> </tr> <tr> <td>□その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。]</td> </tr> </table> <p>③ 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考查項目「法令遵守等」において 1 点を加点評価する。</p> <p>○事業（務）所長用</p> <table border="1"> <tr> <td>□その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]</td> </tr> </table> <p>3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 6 休以上（現場閉所率 21.4%（6 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p>	□休日の確保を行った。	□その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。]	□工程管理に係る積極的な取組が見られた。	□その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。]	□その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]	
□休日の確保を行った。							
□その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。]							
□工程管理に係る積極的な取組が見られた。							
□その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。]							
□その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]							
14 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	<p>1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>						
15 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 真夏日 日最高気温が 30°C 以上の日をいう。</p> <p>② 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土曜以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>③ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <table border="1"> <tr> <td>真夏日率 = 工事期間中の真夏日 ÷ 工期</td> </tr> </table> <p>3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25°C 以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難い場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p>	真夏日率 = 工事期間中の真夏日 ÷ 工期					
真夏日率 = 工事期間中の真夏日 ÷ 工期							

項 目	内 容	備 考
	補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数*	
※ 補正係数 : 1.2		
16 1日未満で完了する作業の積算	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、その他協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>	
17 共通仮設費率分の適切な設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更ができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>	
第15章 情報化施工技術の活用について		
1 適用	<p>本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。</p>	
2 定義	<p>1) 国営土地改良事業等における情報化施工技術活用工事とは、情報化施工技術の活用等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取組である。</p> <p>本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて情報化施工を活用した工事を実施するものである。</p> <p>2) 情報化施工技術活用工事とは、下記に記載するア～オの全て又は一部の段階で情報化施工技術を活用する工事をいう。</p> <p>対象は、土工を含む工事とする。</p> <p>ア 3次元起工測量</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>イ 3次元設計データ作成      ウ I C T建設機械による施工      エ 3次元出来形管理等の施工管理      オ 3次元データの納品</p> <p>3 協議・報告</p> <p>受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出含む）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に次の4～9による情報化施工技術活用工事を行うことができる。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。</p> <p>4 施工</p> <p>情報化施工技術を用い、以下の施工を実施する。</p> <p>1) 3次元起工測量</p> <p>受注者は、3次元測量データを取得するため、情報化施工技術を用いた起工測量として、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数選択可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、現場条件により面的計測が非効率となる場合及び、前工事での3次元納品データが活用できる場合においては、断面管理及び変化点の計測による選択ができるものとし、監督職員と協議の上、情報化施工を活用する。</p> <p>ア T S等光波方式を用いた起工測量      イ T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量      ウ U A V空中写真測量を用いた起工測量      エ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量      オ U A Vレーザースキャナーを用いた起工測量      カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量      キ R T K-G N S Sを用いた起工測量</p> <p>2) 3次元設計データ作成</p> <p>受注者は、設計図書や1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>3) I C T建設機械による施工</p> <p>受注者は、I C T建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。I C T建設機械による施工においては、受注者は、2)で作成した3次元設計データを用いて、下記に示すI C T建設機械を作業に応じて選択し、I C T建設機械施工を実施する。</p> <p>○3次元MC又は3次元MG建設機械</p> <p>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動抑制する3次元マシンコントロール技術（MC）又は、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術（MG）を用いて実施する。</p> <p>○I C T建設機械による施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MCブルドーザ、MCバックホウ</li> <li>・MGブルドーザ、MGバックホウ</li> </ul> <p>4) 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>受注者は、3)による工事の施工管理において、次のア～ケから選択（複数選択可）して出来形管理を行うものとし、面管理又は断面管理及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。出来形管理に当たっては、面管理が規定されている工種については標準的に面管理を実施するものとするが、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、断面管理による出来形管理を行ってもよい。</p> <p>ア T S等光波方式を用いた出来形管理      イ T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理      ウ U A V空中写真測量を用いた出来形管理      エ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理      オ U A Vレーザースキャナーを用いた出来形管理      カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理      キ R T K-G N S Sを用いた出来形管理</p>	

項目	内 容	備 考																					
5 使用機器類	<p>ク 施工履歴データを用いた出来形管理      ケ モバイル端末を用いた出来形管理      5) 3次元データの納品      4) により確認された3次元施工管理データを、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、工事完成図書として電子納品とする。</p> <p>上記4 1) ~ 5) の施工を実施するために使用する機器類は、受注者が調達するものとし、施工に必要なデータは、受注者が作成しなければならない。使用するソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書についても、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与する。      なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>△</th><th>貸与資料</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>矢作川総合第二期地区 明治幹線本流他地質調査業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>矢作川総合第二期地区 明治幹線本流測量その1業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>矢作川総合第二期地区 明治幹線水路他基本設計業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>4</td><td>矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部） 耐震化対策実施設計その3業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>5</td><td>矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部） 里・浜屋工区ほか補足設計業務</td><td></td></tr> <tr> <td>6</td><td>図面のCADデータ</td><td></td></tr> </tbody> </table>	△	貸与資料	備 考	1	矢作川総合第二期地区 明治幹線本流他地質調査業務報告書		2	矢作川総合第二期地区 明治幹線本流測量その1業務報告書		3	矢作川総合第二期地区 明治幹線水路他基本設計業務報告書		4	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部） 耐震化対策実施設計その3業務報告書		5	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部） 里・浜屋工区ほか補足設計業務		6	図面のCADデータ		
△	貸与資料	備 考																					
1	矢作川総合第二期地区 明治幹線本流他地質調査業務報告書																						
2	矢作川総合第二期地区 明治幹線本流測量その1業務報告書																						
3	矢作川総合第二期地区 明治幹線水路他基本設計業務報告書																						
4	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部） 耐震化対策実施設計その3業務報告書																						
5	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部） 里・浜屋工区ほか補足設計業務																						
6	図面のCADデータ																						
6 3次元設計データ	上記4 1) ~ 5) で I C T 機器に入力した3次元設計データについては、監督職員に提出しなければならない。																						
7 確認及び検査	受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが搭載された出来形管理用T S 等光波方式等を準備しなければならない。																						
8 情報化施工技術活用工事の費用	<p>1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により、計上することとする。</p> <p>2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。      また、発注者からの指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p>																						
第16章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。																						

(別記様式)

## 工期通知書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官  
東海農政局長  
森 重樹 様

住 所  
商号又は名称  
氏 名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工区その2－2 工事
工事場所	愛知県安城市里町地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和6年度

矢作川総合第二期農地防災事業

矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工区その2-2工事

工 事 数 量 表  
【当初】

東海農政局  
矢作川総合第二期農地防災事業所

## 工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 土工				
(1) 作業土工				
床掘	1次掘削、素掘施工	式	1	
床掘	2次掘削、土留施工	式	1	
基面整正		式	1	
荒仕上げ		式	1	
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工	コンクリート構造物			
コンクリート切断	頂版t=400	m	292.000	
コンクリート切断	底版t=450	m	287.000	
コンクリート切断	頂版・側壁ワイヤーソーイング	m <sup>2</sup>	199.000	
コアドリリング	φ50、t=400	本	89.000	
コアドリリング	φ150、t=400	本	51.000	
コアドリリング	φ150、t=450	本	99.000	
コアドリリング	φ150、t=650	本	26.000	
あと施工アンカー設置	M16	本	1,216.000	
あと施工アンカー設置	M20	本	108.000	
支保工		式	1	
切断コンクリート仮置き	既設左岸（頂版）	個	17.000	
切断コンクリート仮置き	既設右岸（頂版）1ブロック目	個	1.000	
切断コンクリート仮置き	既設右岸（頂版）	個	13.000	
切断コンクリート吊上げ、仮置き	既設左岸（側壁）	個	33.000	
切断コンクリート吊上げ、仮置き	既設右岸（側壁）	個	23.000	
切断コンクリート仮置き	既設左岸（底版）	個	33.000	
切断コンクリート仮置き	既設右岸（底版）	個	23.000	

## 工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
切断コンクリート吊上げ、仮置き	隔壁	個	27.000	
切断コンクリート仮置き	隔壁底版	個	18.000	
コンクリート構造物取壊し（既設水路、無筋、機械）	制約無	m <sup>3</sup>	20	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）（Co殻、無筋）		m <sup>3</sup>	20	
産業廃棄物処理費	汚泥	m <sup>3</sup>	22.000	
(2)構造物撤去工				
標識（消火栓）撤去		基	1.000	
消火栓撤去		基	1.000	
(3)空気弁撤去工	左岸			
コンクリート切断	頂版t=400	m	6.400	
あと施工アンカー設置	M16	本	8.000	
切断コンクリート仮置き	空気弁室	個	1.000	
産業廃棄物処理費	汚泥	m <sup>3</sup>	0.100	
空気弁撤去工		基	1.000	
縞鋼板蓋撤去工		枚	1.000	
3. 函体工				
(1)函体工				
均しコンクリート	18-8-25（普通）	m <sup>3</sup>	16.000	
同上型枠		式	1	
コンクリート	21-12-25(20)（普通） W/C55%以下	m <sup>3</sup>	391.000	
同上型枠		式	1	
足場工	手摺先行型枠組足場	式	1	
支保工		式	1	
止水板	ブチルゴム系 6×100mm	m	100.900	
止水板	支給品、伸び量・沈下量 20mm以上、耐水圧0.10MPa 以上	m	86.400	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
伸縮目地	ゴム発泡体、t=20mm	m <sup>2</sup>	12.000	
収縮目地	油性ペイント塗布	m <sup>2</sup>	23.000	
ダウエルバー	D19 (L=1000) VP φ 25 (L=500)	本	279.000	
ダウエルバー	VP φ 25 (L=500) のみ	本	31.000	
鉄筋	SD295、D13	ton	6.820	
鉄筋	SD295、D16	ton	13.480	
鉄筋	SD295、D19	ton	9.320	
鉄筋	SD295、D22	ton	33.160	
鉄筋	SD295、D25	ton	11.090	
ガス圧接	D19+D19	箇所	485.000	
ガス圧接	D22+D22	箇所	970.000	
ガス圧接	D25+D25	箇所	485.000	
4. 管体工 (暫定取付工)				
(1) 作業土工				
床掘		式	1	
流動化処理土		m <sup>3</sup>	45.000	
同上型枠		式	1	
(2) 暫定取付工				
鋼管加工		式	1.000	
钢管吊込工		式	1.000	
钢管運搬工		式	1.000	
钢管吊卸吊込工		式	1.000	
钢管吊込据付工		式	1.000	
フランジ面塗装	φ 2850	箇所	6.000	
フランジ面塗装	φ 2350	箇所	2.000	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鋼管接続工	フランジφ2850, ボルト・ナット支給品	箇所	3.000	
鋼管接続工	フランジφ2850, ボルト・ナット新材	箇所	1.000	
鋼管接続工	フランジφ2350, ボルト・ナット支給品	箇所	1.000	
フランジ蓋取外・取付	1500A	式	1.000	
鋼製板溶接	鋼製板一鋼製板、V型突合せ溶接	m	1.000	
鋼製板溶接	鋼製板一暫定管、すみ肉溶接（表裏）	m	15.000	
アンカー設置	新設側（材料は鋼製板溶接で計上）	本	34.000	
アンカー設置	既設側	本	28.000	
アンカー設置用足場工	新設側	式	1	
アンカー設置用足場工	既設側	式	1	
止水工	既設水路側、水膨張ゴム 30×9	m	12.800	
止水工	新設水路側、シール材	m	17.000	
無筋コンクリート巻き立て	18-8-25（普通）	m <sup>3</sup>	3.200	
同上型枠		式	1	
足場	手摺先行型枠組足場、コンクリート巻立用	式	1	
残存型枠設置工	既設右岸側	式	1.000	
残存型枠設置工	新設右岸側	式	1.000	
裏込め材充填		m <sup>3</sup>	13.000	
5. 付帯工	通気口（8号空気弁・右岸）			
(1) 空気弁室工				
鉄筋コンクリート	21-12-25	m <sup>3</sup>	3.100	
同上型枠		式	1	
無筋コンクリート	18-8-25	m <sup>3</sup>	0.600	
同上型枠		式	1	
鉄筋	SD295、D13	ton	0.267	

## 工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
縞鋼板蓋設置	1960×1960	枚	1.000	
タラップ設置	B=300、φ19	本	5.000	
空気弁据付	急速吸排空気弁 φ200	基	1.000	
空気弁管据付	空気弁管 φ200、L=1.4m (鋼製異形管)	基	1.000	
6. 仮設工				
(1)工事用道路工				
敷鉄板	工事用道路・進入路	m <sup>2</sup>	593.000	
敷鉄板	土取場	m <sup>2</sup>	938.000	
敷鉄板	農業用水管保護	m <sup>2</sup>	994.000	
(2)仮設土留工				
油圧圧入機械据付・解体		式	1.000	
鋼矢板圧入	IV型12m、頭部固定	枚	141.000	
(3)水替工				
排水ポンプ用釜場	撤去	箇所	1.000	
排水ポンプ用釜場	設置	箇所	1.000	
排水ポンプ撤去・設置	撤去1箇所、設置1箇所	箇所	1.000	
排水ポンプ工	φ100、常時排水	箇所	1.000	
沈殿槽設置	20m <sup>3</sup>	箇所	1.000	
(4)養生工				
鉄筋養生撤去		式	1	
(5)産業廃棄物処理				
殻運搬・処理(産業廃棄物処分費)	廃プラ(合成樹脂くず:プラスチックシート)	m <sup>3</sup>	1.000	
(6)安全費				
交通誘導警備員		人	138.000	
(7)電力設備工				

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
受電設備	損料	箇所	1. 000	
配電設備	損料	箇所	1. 000	
7. その他				
(1)事業損失防止施設費				
共通仮設（積上げ）				
周辺環境整備費				
防音シートA	賃料～撤去（矢板圧入前に撤去、矢板区間）	m	56.000	
防音シートA	賃料（矢板区間以外）	m	68.000	
防音シートB	賃料	m	5.000	
防音シートC	賃料	m	83.000	
防音シートD	賃料	m	25.000	
防音シートE	設置～賃料（矢板圧入後設置、矢板区間のみ）	m	56.000	
(2)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	ton	436.290	
仮設材輸送	鋼矢板 IV型 L=12.0	ton	128.310	
(3)役務費				
共通仮設（積上げ）				
役務費				
電力基本料金		月	9.000	
(4)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
浸透探傷試験		箇所	2.000	

## 工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
放射線透過試験		枚	3.000	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 据付工				
(1) 共通設備工				
農業用通信線撤去・移設工		式	1.000	